

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	母子保健法による健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、母子保健法による健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

令和5年7月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による健康管理に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく妊娠届及び母子手帳の交付、妊婦健診、幼児健診の管理 新生児訪問指導、未熟児訪問指導、妊産婦の訪問指導、低出生体重児の届出に関すること 妊産婦もしくはその配偶者、乳幼児の保護者への保健指導
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦台帳ファイル、妊婦健診ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 56の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康づくり課健康づくり係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1265

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第49項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事後	
平成29年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第56の2項	・番号法第19条第7号 別表第二 56の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	課長 杉崎 和之	課長 下間 節子	事後	
平成30年6月29日	I-5-②所属長	課長 下間 節子	課長	事後	
令和1年5月17日	IVリスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 56の2の項	番号法第19条第8号 別表第二 56の2の項	事前	番号法改正に伴う修正
令和4年5月26日	I-7 請求先	健康福祉部健康づくり課健康づくり係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1268	総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1209	事後	事後的に特定個人情報の開示等の請求先が判明したため
令和5年6月21日	I-8 問合せ	健康福祉部健康づくり課健康づくり係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1268	健康福祉部健康づくり課健康づくり係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1265	事後	組織改編に伴う変更
令和5年6月28日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、申請管理システム	事前	
令和5年7月28日	I-1-③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、申請管理システム	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事後	